

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可いたします。

小野寺議員。

「小野寺議員」

全部で5点であります。

まず最初に、1点目。

新型コロナウイルス感染者の自宅療養者対策の検討を求めるということで、町長にお聞きしたいと思います。

今、北海道は少し、この道南も含めて落ち着いてきているのかなど、感染状況でございますが、ただ、病院等の状況を見ますとまだまだ安心できる状況ではない。

ましてや、変異型ウイルスの感染拡大が、また夏にも想定されるのではないか。このように専門家の中でも言われております。

これは北海道でも同様の専門家の中の発言もあります。

私は、改めてこの江差町としても、今後道内で、またこの道南で感染者が急増すると、そういう場合に入院等の施設が無くて、自宅療養している、そういう患者の対策、このことについてしっかりとやっていく必要があると思います。

ご存知かと思いますが、最近新聞でも報道されております、新ひだか町、更にはむかわ町、こういうところで町独自で対策をとっております。

いわば、感染にいたっても療養、自宅療養といっても自宅が狭い。もしくは自宅に高齢者がいて、これは大変リスクが大きい。そういう場合にとても自宅で療養できない。それを自治体としてしっかりと確保する。

むかわ町の場合は、これは感染者だけじゃなくて濃厚接触者の対策も、むかわ町としては挙げられておりました。

いずれにしても、私は今道南で落ち着いている、この現状をしっかりと時間を使って、江差町としても検討する必要があるのではないか。

このことについて、町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの新型コロナウイルス感染者で、自宅療養とされた患者に対する江差町独自の支援についてのご質問にお答えいたします。

令和3年6月1日付の北海道新聞に掲載された新ひだか町の支援内容は、感染者で自宅療養となった方のうち、同居家族等への感染の危険が高い方を、静内病院に併設さ

れ、3月に閉鎖した旧老人保健施設を使い、療養するものであります。

参考までに、新ひだか町の場合を見ますと、宿泊療養施設となるホテルは第3次医療圏である札幌市内のホテルであり、相当な移動時間がかかる状況ではないかと推察しております。

そこで、感染者の治療においては、入院、宿泊療養、自宅療養の3つがありますが、入院による医療提供が基本であり、軽症や無症状者は宿泊療養となります。

江差町で感染者が発生した場合は、症状等により、江差保健所が入院や宿泊療養の調整をしております。

宿泊療養は函館市内のホテルが2棟用意されており、更に1棟が準備状況にあります。

現在の道南圏の状況は、医療、宿泊療養共に現状の感染状況では充足されているものと考えております。

しかし、今後の感染者発生状況によっては、医療へのひっ迫も懸念されますし、函館市内の宿泊療養施設であるホテルの入所者数などを見極める必要があります。

状況によっては、保健所や振興局と協議をしたうえで、江差町としての対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

町長あの、私申し訳ない。新ひだか町のことについては、質問の通告にも書きましたが、当然ご存知かと思いますが、先ほど言いました、感染者の対策とこれは密接につながってきますが、濃厚接触者の対策、これも連動してやはり対策する必要があると思いますが、それも視野に入れたという事で、視野に入れてるという事で、つまり感染者対応だけではなくて、濃厚接触者も視野に入れた対策も検討するというふうを受け止めていいのかどうか。その点について確認したいと思います。

(議長)

誰だや。

副町長。

「副町長」

小野寺議員さんの方は、今、入院であればちょっとあれですが、軽症であれば道立病院さんであったり、そして中等症以上であれば函館。そして、自宅療養の部分については函館のホテル2か所。更に1棟が今準備段階にあると、こういうことでございます

が、江差町の濃厚接触者の方について、自宅にいないで濃厚接触者を収容する場所を検討するかどうかという、こういうご質問でよろしいでしょうか。

それは、函館市内のようにホテルが沢山あったりですね、色んなところとまた違うわけでございますので、いずれにしましても、ホテルに対応しているところは檜山振興局の職員であったり、渡島振興局の職員、保健所の職員、そして医療従事者もそこには対応していると、こういうことでございますので、今この場でですね、濃厚接触者の部分についての対応まで行けるかどうかというのは、ちょっとお約束できませんけども、道南圏域の全体の状況もでございますので、振興局なり保健所ともちょっと協議をさせていただきますと、このようなところで止めておかせてもらいます。はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、よろしくお願いいたします。

では、2つ目に移ります。

表題は町のエネルギー政策を明らかにして、洋上風力事業の取り組みをということで、町長にお聞きするということで通告しております。

今年、町広報に、3月に風力発電、洋上風力の発電の概要が載せられ、そして4月に町民の説明会がありました。

私も議会で何度も、この問題については個別の問題、現在個々の事業者が出している洋上風力の問題点。それから国の進める今の状況、個々の問題で言うと、低周波、超低周波、景観の問題、漁業に対する影響等、これは町民の説明会の中にも特に景観の問題が大きく出されております。

個別の対応についてはまたしっかりとやっていく必要があるということで、今日は、その大前提として、私は個々の対策それはそれで必要ですが、町としてしっかりとしたエネルギー政策を設定する必要があるのではないかと。そういう立場で質問を組み立てております。

ご存じのとおり、今、国でも各種のエネルギー政策の色んな計画が出ております。

直近で言いますと、2050年の温暖化ガス排出量、これを実質ゼロにするということで、今の現内閣が目標設定しておりますが、改正地球温暖化対策推進法、これが成立しております。

現在脱炭素の実現のためにということで、今まで以上に洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーの必要性が更に大きくなってきております。

この檜山では、洋上風力発電の位置付けが改めて大きくなるのかなと思います。

その点で2点お聞きしたいと思います。

まず、先ほども申しましたが、江差町として洋上風力発電事業を進めるうえで、先ほど言いました、地球温暖化対策推進法、改正ですが、これに基づく、この計画、法律の中に、地方公共団体実行計画というものがあります。これは先ほどいった法律の改正前からある規定であります。こういうものを江差町として策定して、基本的な江差町がどういうエネルギー政策をとるのか。これを明らかにすべきだと思いますが、この点について町長のお考えをお聞きしたい。

それから2つ目であります。そもそもどういう法律に基づこうが、町のエネルギー政策の基本をどこに置くべきか。

このことは、先ほど言った計画を作るか作らないか別としても、しっかりと寄って立つべき考え方を持つべきだと思います。

これはこの間、色んな研究家、研究者または政府でも言われております。地域にあるエネルギー資源の有効活用により、自立分散型のエネルギーシステムを構築する。これを説明すると中々時間が必要ですので、割愛させていただきますが、こういう観点、これは先ほど言いましたが、国の、経産省等で進めております。こういう考え方をしっかりと江差町としても執るべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、町のエネルギー政策を明らかにし、洋上風力発電事業に取り組むべきとの質問にお答えいたします。

国の洋上風力発電事業を推進する上で、一つは、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定と、町としてのエネルギー政策策定に関しての考え方でございます。

議員のご指摘にもありますとおり、国は昨年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、改正地球温暖化対策推進法では、地球温暖化対策を推進する上での基本理念を新設したことをはじめ、地方公共団体には個々の自治体で作成する実行計画に、施策の実施に関する目標の追加を定めることなどが盛り込まれております。

また、先日のマスコミ報道にもありましたとおり、国、地方脱炭素実現会議では地方を巻き込んだ地域脱炭素ロードマップ案も近く提示予定となっております。

江差町といたしましても地球温暖化対策を推進する上で、実行計画やエネルギー政策全般に関する計画策定の必要性は認識しておりますが、江差町における総合的なエネルギー政策について、しっかりと知見を積み上げていく必要があることから、現時点で明確に策定期間や内容を言及できる状況ではないことをご理解願います。

次に、洋上風力発電事業を推進する立場として、地域にあるエネルギー資源の有効活

用により、自立、分散型のエネルギーシステムを構築するとする国も進める政策を基本とすべきとのご質問でございます。

ご質問の趣旨であります、自立、分散型エネルギーに関しましては、比較的小規模で、かつ地域に分散している再生可能エネルギーなどの総称であり、従来の大規模集中型エネルギーと相対的な概念と言われております。

2018年9月の胆振東部地震によるブラックアウトで経験したとおり、現在の大規模集中型電力システムは災害時に不安を抱えることから、注目されているのは理解しておりますし、町としても注目をしているところでございます。

江差町といたしましては、洋上風力で発電された電力について、地域への供給源とするシステムの構築は可能と認識しており、計画が具体的になり、町として計画への意見を伝えられる機会が来ましたら、是非、追求してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、洋上風力発電事業は、地球温暖化対策という大きな役割とともに、自治体にとっての地域活性化にも寄与するものと考えています。

今後とも地域住民をはじめ議会や北海道、国との情報共有と意見交換を密にしながら、檜山沖洋上風力発電計画の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

小野寺議員、3問目。

「小野寺議員」

今の2問目で簡単に再質問いたします。

2つ目の部分ですが、これは課長が答えるのかもしれませんが、自立という部分。自立分散型のエネルギーシステムと言いましたが、その自立という部分。これは今、国が進めようとしているのが残念ながら、企業とある意味国です。地方自治体の声というのが限りなく届かないシステムです。

そこをいかに頑張って、地元、これはもちろんこの間の計画で言うと、檜山各町ということになるかと思えます。

また、それにかかわる色んな漁協等の関係団体もかかわると思いますが、そういうところがいかに、自分達の考え方をしっかりと事業者に届けれるか。そして、地域にその電力を、先ほど町長ありました。地域としてどうやって、主体的に使っていくか。そういうことを届けるようなシステムを今から、しっかり言っていかなかったら、秋田、長崎等々、今進められてるやり方は全く事業者と国とで進めている部分に、中々自治体の声が入りづらい。そうなってます。まあ実態は。

是非、その点について、しっかりと江差町としても進めていきたいと思いますが、も

しコメント等があればいただきたいと思います。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小野寺議員から自立分散型に関してですね、江差町もしっかり意識を持って、事業者に伝えていけるような形をとるべきだというお話がありました。

道南のとある町は、民間企業と今大規模事業者が停電になった場合に、蓄電池を設けながら地域に電気を供給するというような方策をとる方向でというマスコミ報道がございました。

先ほど町長からの答弁にもありました通り、洋上風力今後先の話です。こういった電気関係も日進月歩ですから、洋上風力からそういった地域、あるいは地域の施設だったり、地域全体に発電した電気を供給できる体制が整えるのかもしれませんが。

是非ですね、今後、洋上風力の場面では、そういった町のなんというか、町の考え方を事業者に伝えられるようにしっかり構築していきたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

3点目に移ります。

前回、議員協議会でも若干質疑させて頂きました。公共交通のあり方についてであります。

改めて、一般質問として取り上げたいと思います。

現在の、特に函バス、函館バス等によって、色々じゃっきされる公共交通の関係、法律としては公共交通活性化再生法というのがありますが、これが昨年改正されまして、現在進められている各種の計画が大きく内容が変えられております。

今回の函館バスに限らず、地域の公共交通のあり方について、その新しい、改正された法律、それによって進められていくこととなります。

それで2点お聞きします。

1つ目として、先ほど言いました改正された法律、公共交通の関係ですね。その中に、継続して、大枠は同じなんですけど、中身が結構変わっております。

地域公共交通計画、これしっかりと作っていかないと今後どういう公共交通体系にするかということが、色んな国のお金の関係、制度設計、中々難しいということになって

います。

まず、基本的に江差町として、どういう、当然策定するということになると思うんですが、検討段階なのかお聞きしたいと思います。

それを前提なんですけど、2つ目として、何回も言っております。交通弱者という言葉はあまり使いたくないんですが、実は国の法律、基本法があります。交通政策基本法というのがありまして、国はこうあるべきだ。

法律で何言ってるか。高齢者、障がい者、妊産婦、その他の者で、日常生活または社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の、及び乳幼児を同伴する者が日常生活及び社会生活を営むにあたり、円滑に移動することができるようにするため、ちょっと中略ですが、必要な施策を講ずるものとする。と法律になっているんですが、実際これ、ほとんどこういう地域を見ると、通院が大変だ。買い物が大変だ。タクシーで函館行くにしたって大変な金額がかかる。4万、5万かかる。とてもでないけれども、交通政策基本法でいっている、必要な施策を講ずる者とする。こんなことになっていない。もう多くの困難が残っております。

残念ながら、国がこういう、国の基本法に載ってるようないわゆる弱者に対する責務を果たさないのであれば、可能な限り地方自治体が支援していくと、で全国的には自治体が相当苦勞して、自治体独自でやってるところが沢山あります。

江差町も先ほど言った、地域公共交通計画を作る場合には、国が行って、魂が入らない。こういういわば交通権、移動権という言い方をしていますけれども、それをしっかりと江差町が盛り込むと。

こういう課題、是非対策をとって頂きたい。

このことについて、町長の見解を伺います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の3問目、公共交通計画策定に関するご質問についてお答えいたします。

1点目の、地域公共交通計画の策定について、どのような検討段階にあるのかというご質問でございますが、まずは本計画の概要から説明いたします。

地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画となっており、地域公共交通の現状、課題を整理した上で、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、町民、交通事業者、行政の役割を定めるものでございます。

計画の策定は、法律により努力義務化されており、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償運送などの地域における多様な輸送資源を計画に位置付けることで、地域の

移動ニーズによりきめ細やかな対応を施していくものでございます。

江差町といたしましては、町民の利便性向上、交通政策経費の最適化を目指すべく、函館バス株式会社及び有限会社桧山ハイヤーを交通政策における基幹的な公共交通機関と位置付け、現在、地域公共交通における課題を整理し、解決に向けた道筋をつけるべく、今後の取組に向けた精査を行っているところでございます。

次に多様な住民を念頭に、円滑な移動を盛り込むよう対策を取るべきとのご質問でございます。

高齢者等に対する地方自治体としての支援策についてでございますが、まず、江差町における地域公共交通の大きな課題といたしまして、公共交通機関の利用者の減少、町内における公共交通空白地帯の未解消といった公共交通サービスの低下などが挙げられるところでございます。

現在、策定に向けて取り組んでおります地域公共交通計画においては、町民の地域公共交通に対するニーズをしっかりと把握しつつ、課題及びその解決策を計画に位置付けることで、江差町と交通事業者等が協力し、よりよい地域公共交通を実現する取組を推進していく必要があるものと考えており、計画を策定するからには、より多くの住民の利便性を高める、実効性のあるものを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、いいですか小野寺議員。

小野寺議員。

「小野寺議員」

ちょっとその点で再質問いたします。

これ多分課長答えるのかもしれませんが、ちょっと計画の検討段階について、少し、もう少し課長教えて下さい。

ちょっとこれ分かりませんが、国の方では毎年一定の期日定めてやるんでしょうかね。去年は、この計画ですよ。各市町村が計画を出す場合は、上げて下さいねってよくやる手ですけども、去年は11月の13日に国の通達が入って、かくかくしかじかの計画書を出せと。

これ計画を作らないと今後色んな意味で、先ほど言ったけれども、国からの補助金等、引っ張るにしても、この計画があってこの公共交通の関係のお金が入るということになります。

すぐそれがなくなったらって、やはり計画がなかったら物事が進まないんですが、今どんなふうに国との関係はなっているのか、教えてください。



(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

国との関係と言いますが、国からは努力義務ということでこの計画になってます。

ただ、小野寺議員がおっしゃるように、この計画を策定しなければ、例えば乗合バスの毎年お願いしている補助金、そういったところにも指をさしてきてるという状況でして、町とすれば、ここ2年間をかけてそのしっかりとその計画を作り込んでいきたい、というふうに考えております。

今年4月から、北海道から職員を1名派遣して頂きながら、この公共交通計画しっかりとやっていきたいと思っておりますし、近々、法定協議会も立ち上げながら、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。

4番目に移ります。

これも町長ですが、表題プラスチック等、資源ごみ対策について、町長の決断を、正しく決断を求める質問であります。

何度もこの問題、10年20年続けております。今の照井町長になってからも何度も、衛生処理組合の議会も含めて、出しております。

今回、新たに国の方では、従前の資源化問題にプラス、プラスチックが法律で定められました。プラスチック資源循環促進法と略称で言うんでしょうか。これが成立しまして、来年から施行でしようか。

家庭から出るその食品トレー、おもちゃ等が自治体で一括回収すると。一部事務組合ということもあるかもしれませんが、この南檜山では、各自治体でしようか。江差町が一括回収すると、要請されるものであります。これは微妙なことです。

で、プラスチック製造事業者の生産者責任ということが、全く不徹底。国の財政支援なし。これは従来の資源ごみと同じなんです、とにかくね、自治体に押し付けというのが残ってるんですが、しかしプラスチックの資源ごみをなんとかしなければならぬということは、これは緊急の課題、避けられない課題だと思います。

江差町は、プラスチックの問題を言う前に、そもそも、そもそも自治体による資源ごみの分別回収がされておられません。個々の、個別のものはやっておりますけれども、基本的に集団回収、やってる所やってない所、色々ありますが、回数多い少ない。そうい

う支援もまったく不十分。

先ほど、私も取り上げてきたと言いましたが、時間がまったく止まっております。この問題。

プラスチックを含めた資源ごみ対策、是非、町長の決断。実行する。これが求められていると思います。

町長のお考えをお聞きします。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員のご質問、プラスチックなど資源ごみ対策について町長の決断をとのご質問にお答えいたします。

町で現在実施している資源ごみの回収は、町内72か所に空き缶ボックスを設置しており、今年度も町内会へ新設、改修3基分の設置助成の予算を計上しております。ペットボトルボックス現在19基設置しており、今年度3基を設置する予定であります。

また、小型家電の回収も町内2か所で実施しており、町のホームページで資源リサイクルの推進として、それぞれの品目の回収方法や、ボックスの設置場所などを更新し、今月から掲載をいたしました。

町内会や子供会独自で実施している古紙、段ボール、ビン類等の集団回収については、現在13町内で取り組んでいただいておりますが、未実施の町内会等へは、町内会等が収入を得ながら、直接的に回収業者と契約を結べるよう町として情報提供を積極的に行ってまいります。

町内会等で集団回収できない資源ごみについても、町としてできるものを精査し、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

プラスチック資源循環促進法については、6月4日に可決、成立しました。

事業者へ使い捨てのストローやスプーンなどを有料化するか、素材を紙や木などに切り替えるよう対応を義務付けていることや、自治体に対しましては、プラスチック製の文房具やおもちゃなどを菓子袋などと一緒に資源ごみとして回収するよう求める予定とのことで、来年の春から施行される見通しとなっております。

プラスチックを含めた資源ごみの回収につきましては、町としても避けて通れないものと認識しておりますので、南部桜山衛生処理組合や組合構成町とも情報共有しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

ちょっと小野寺議員、今昼だけけれども、あと1問で終わりますか。プラスチックのご

みの問題。

それで終わる。

「小野寺議員」

いや、再質問します。

(議長)

再質問で終わりますか。

はい。

小野寺議員。

「小野寺議員」

町長、資源ごみに関しては、もう衛生処理組合ではしないで、各自治体でやるということの一定の踏ん切りをつけたんじゃないんですか。

プラスチックごみに関しては、また衛生処理組合と相談しながらやるということは、もう一回枠組みを衛生処理組合が、この資源ごみについてなんらかな形で回収するということも検討するということなんでしょうか。

で、そもそも、資源ごみは法律で絶対的な縛りは無いけれども、個別収集ですよ。個別収集が当たり前。ボックスをどこかにボンボンと作ったから、そこに持っていけなくてね、そりゃあ江差町なんぼかやってますよ。だけど、これは5年前、10年前。今は基本的に収集ですよ。

で、そこを言ってるんですよ。

だから、すぐそこに行かなくても、もう少しきめ細かな資源ごみ回収をできないのか。

一部事務組合で難しいという一定の判断がついたらしいですよ。

だから各自治体で資源ごみ回収をしましょうと。また変えたんですか。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

資源ごみの回収。まあ品目を増やして回収、町の方でというようなご質問かと思えます。

現在、町で回収または町内会等での集団回収も含めて、空き缶、ペットボトル、新聞紙古雑誌、段ボール、ビン類、燃やせるごみ、燃やせないごみ等は回収している現状でございます。

それ以外で、細かい分別となりますと、生ごみだとかプラスチック製容器、古着だとか紙パック、有害ごみ、配食油等がございますが、町長答弁にもありましたように、町としてストックヤード的な保管場所の問題だとか、回収する回数だとか、運搬をどのようにするか等の課題もございますが、答弁にもありましたとおり、出来るものを整理しまして、実施に向けて協議検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

また、繰り返しにもなりますが、少しでも多くの町内会に集団回収を実施してもらえよう、町として支援をしてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

(議長)

いいですか。

小野寺議員、これ5番目の質問に入るんですか。

「小野寺議員」

はいはいはい。5番に入ります。

(議長)

入るんですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

いいですか、入っても。

「小野寺議員」

いいんですか、5番に入って。

(議長)

小野寺さんはいいですか。

「小野寺議員」

私はいいですよ。

(議長)

そしたら手短に、5番を。

「小野寺議員」

皆さんいいんですか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、では5番やります。

いずれにしてもね、4番、結局ね時間が止まったまんまでですよ。頑張って、なんとか対策をとって下さいよ。時間を進めて下さい。

5番入ります。

ヤングケアラーの実態と対策はということを起こしました。

町長に質問したいと思いますが、必要な場合、教育長の方にもご答弁を願えることもあるかもしれません。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われる。いわゆるヤングケアラーについては、この間、マスコミ等でも大きく取り上げられ、国の方でも調査等が行われました。

厚生労働省、文部科学省、両省で4月に公表されました中高生を対象とした実態調査。中学2年生の5.7%、全日制の高校生2年生で4.1%が世話する家族がいると回答しております。

親に代わって幼い兄弟のケアをする姿も浮き彫りになったと思われまます。

国の報告では、保育サービスに加え、家庭での家事や子育てを支援するサービスが必要と述べてもおります。

以下、2点お聞きします。

江差町内の実態について、どのように把握されているのでしょうか。まだ国の要請を受けて調査ということにならないかもしれませんが、現状を教えてくださいたいと思います。

さらには、この間、なんらかな形で江差町として対策が行われているのでしょうか。それがあれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員のヤングケアラーの実態と対策についてのご質問にお答えいたします。

小野寺議員ご承知のとおり、ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされており。

また、厚生労働省と文部科学省の両省において、昨年の12月から今年の1月にかけて中学、高校合わせて1,350校を抽出し、初めて実態調査を行ないました。

本年3月末に調査結果が公表され、中学2年生の5.7%である17人に1人、高校2年生の4.1%である24人に1人が、ヤングケアラーと思われる子どもとして調査結果の報告がされました。

さて、小野寺議員からヤングケアラーの関係で2点の質問がございました。

1点目の江差町内の実態について、どのように把握されているのかについてでございます。

昨年度、厚生労働省よりヤングケアラーの調査があり、江差町では1件の報告をさせていただきます。

いくつかの項目がありますが、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしているに該当させて報告しております。

把握方法でございますが、江差町要保護児童対策地域協議会で登録されている家庭を報告させていただいたところではありますが、調査報告書にもありますが、家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がないという調査結果もあり、ヤングケアラーの把握は非常に難しいものと思っております。

次に、町の対策として、どのような施策がとられているのかというご質問でございます。

ヤングケアラーの対策に特化した施策はありませんが、ヤングケアラーに有効な施策として、経済支援では、子どもの給食費補助、保育園や医療費の無償化やひとり親への支援、情報収集として、学校における児童、生徒の家庭環境の把握、江差町要保護児童対策地域協議会での情報共有が有効と思っております。

要対協の構成メンバーには、児童福祉機関として、児童相談所、健康推進課、町民福祉課、民生児童委員協議会などの関係機関。保健医療機関として、江差保健所や檜山医師会などの機関。教育機関として、教育委員会や幼稚園、小中学校などの機関。警察、司法機関としては、警察署や人権擁護委員協議会などで情報共有を図りながら、必要な施策や見守り活動を展開しているところでございます。

最後になりますが、ヤングケアラーについては、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、子ども本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーには、関係機関、団体が綿密に連携し早期に発見して、適切な支援につなげる取組が求められるとされています。

現在、国では、経済財政運営と改革の基本方針骨太の方針にヤングケアラー支援の強化を盛り込み、来年度からの本格実施を目指す予定との報道もあります。

江差町といたしましては、国の動向を見極めつつも、町内におけるヤングケアラーの

実態を早期に把握することが重要だというふうに考えております。

今後、実態把握のために、調査の方法やそのあり方を関係機関と連携して模索していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

いいですか、小野寺議員。

「小野寺議員」

はい、終わります。

(議長)

以上で、小野寺議員の発言を終わります。

1時15分まで休憩いたします。

休憩 12 : 12

再開 13 : 15